

社会福祉法人一陽会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人一陽会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員、苦情対応第三者委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事長、理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(理事及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会または評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席にかかる報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人および施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の額が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の報酬)

第6条 苦情対応第三者委員が苦情対応第三者委員会、理事会または評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、苦情対応第三者委員会に出席し、かつ同日に開催された理事会、評議員会又は監事監査に出席したときは、理事会、評議員会又は監事監査出席にかかる報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が苦情対応第三者委員会（出席）以外の日において、法人および施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の額が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2に準じて報酬及び交通費実費を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。ただし、宿泊費は1泊15,000円までとする。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(改正)

第9条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成23年7月30日より適用する。

平成29年3月21日改正。

別表 1

名称	報酬（日額）	実費弁償費
理事会出席報酬等	<u>5,340 円</u>	交通費実費
評議員会出席報酬等	<u>5,340 円</u>	交通費実費
評議員選任・解任委員会出席報酬等	<u>5,340 円</u>	<u>交通費実費</u>
苦情対応第三者委員会出席報酬等	<u>5,340 円</u>	<u>交通費実費</u>

別表 2

名称	報酬（日額）	実費弁償費
理事長業務報酬等	<u>8,010 円</u>	交通費実費
理事及び評議員業務報酬等	<u>5,340 円</u>	交通費実費
監事監査指導報酬等	<u>5,340 円</u>	交通費実費

交通費の実費は理事長が合理的は公共交通機関による交通費の実費を認定し支給する。

三木市外で自家用車使用の場合は目的地までの合理的な距離に応じ 1 km 20 円で算定した額を支給する。

三木市内で自家用車使用の場合の交通費は支給しない。

片道 80 km を超える場合で、高速道路を使用する場合は高速道路料金を支給する。